

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 認知症高齢者等福祉サービス利用支援事業利用料助成に関する要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、群馬県社会福祉協議会が定める「認知症高齢者等福祉サービス利用支援事業の利用料に関する要領」（以下「県社協利用料要領」という。）に基づき、村民税非課税世帯の者に対する認知症高齢者等福祉サービス利用支援事業の利用料に係る助成について規定することを目的とする。

（助成金の額）

第2条 村民税非課税世帯の者が、社会福祉法人昭和村社会福祉協議会（以下「本会」という。）との契約に基づき、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービスを利用する場合は、県社協利用料要領に定める利用料のうち、1時間あたり250円を予算の範囲内で助成する

（対象者）

第3条 昭和村に住民登録をしており、生計中心者が村民税非課税の世帯に属する者で、認知症高齢者等福祉サービス利用援助契約（以下「契約」という。）を締結予定の者または契約を締結した者とする。

（申 請）

第4条 助成を希望する者は、本会会長に対して、認知症高齢者等福祉サービス利用支援事業利用料助成申請書別記（様式第1号）により助成申請をしなければならない。

2 利用料の助成を受けていた者が属する世帯の生計中心者が村民税の課税対象になった場合は、ただちに会長に申し出なければならない。

（決定通知）

第5条 本会会長は、第4条の申請を受け付け、助成することを決定した場合は、申請者に対して、認知症高齢者等福祉サービス利用支援事業利用料助成決定通知書別記（様式第2号）により通知するものとする。

附 則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。